

第 11 次神奈川県職業能力開発計画の策定について

1 計画の位置付け

都道府県職業能力開発計画は、職業能力開発促進法（以下、「法」という。）第 7 条第 1 項により、厚生労働大臣が策定する「職業能力開発基本計画」に基づき、都道府県が策定するよう努めることとされている。

この計画は、県内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画であって、単に県内部の業務運営方針にとどまらず、県民や企業に対しても、計画の基本的な方向や施策の推進について理解と協力を求め、各々の主体的な能力開発の展開を促すとともに、連携及び協働して推進するものである。

2 計画に定める事項（法第 7 条第 2 項による第 5 条第 2 項の準用）

- (1) 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- (2) 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- (3) 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 計画の性格

- (1) この計画は、法第 7 条第 1 項に基づく「都道府県職業能力開発計画」として位置付ける。
- (2) この計画は、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完し、特定課題に対応する個別計画とする。

4 計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

5 今後のスケジュール（予定）

		神奈川県職業能力開発審議会	県	国の動向（※）
2 年 度	8 月	8 月 20 日開催【諮問】		今後の人材開発政策の在り方に関する研究会報告(予定)
	9 月		議会報告（基本的考え方）	
	10 月			労働政策審議会での検討(予定)
	11 月	11 月開催予定<書面> (計画素案の審議)	随時庁内調整	
	12 月		議会報告（計画素案） パブリックコメント 実施	
	1 月			
	2 月	2 月開催予定<書面> (計画案の審議)		
	3 月		議会報告（計画案）	
3 年 度	4 月	4 月又は 5 月開催予定	国計画との調整	3 月下旬 労働政策審議会【諮問】【答申】
	5 月	【答申】		4 月中旬 告示・公布

※ 国の動向によって、スケジュールが変更となる可能性がある。